



セカンドオピニオン

株式会社四国銀行

2025 年 4 月 1 日

<四銀> サステナブル・フレームワークローン

サステナブルファイナンス本部

担当アナリスト：左近充 直人

格付投資情報センター(R&I)は、四国銀行が 2025 年 2 月に策定した融資フレームワーク「<四銀>サステナブル・フレームワークローン」(グリーン、ソーシャル、サステナビリティ・リンク・ローン形式)が、以下の原則・ガイドラインに適合していることを確認した。本フレームワークは四国銀行が自らの資金調達のためではなく取引先向けに取り扱う金融商品として策定している。

グリーンローン原則(2023、LMA 等)
グリーンローンガイドライン(2024、環境省)
ソーシャルローン原則(2023、LMA 等)
サステナビリティ・リンク・ローン原則(2023、LMA 等)
サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(2024、環境省)

■オピニオンの構成

1. 四国銀行の概要
2. 「<四銀>サステナブル・フレームワークローン」推進に係る四国銀行のサステナビリティ方針
3. グリーンローン原則、グリーンローンガイドライン、ソーシャルローン原則に対する適合性について
 - (1)調達資金の用途
 - (2)評価と選定のプロセス
 - (3)調達資金の管理
 - (4)レポーティング
4. サステナビリティ・リンク・ローン原則及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインに対する適合性について
 - (1)KPI の選定
 - (2)SPTs の設定
 - (3)ローンの特性
 - (4)レポーティング
 - (5)検証

1. 四国銀行の概要

四国銀行は高知県を主力地盤とする地域銀行。県内では資金量・貸出金で圧倒的なシェアを維持し強固な営業基盤を構築している。県内において金融インフラとして果たす役割は重要で、その事業活動が地域社会に与える影響も大きい。

高知県は、北は四国山地、南は太平洋に面し、県内には四万十川や仁淀川のような清流が流れる等豊かな自然環境を持つ。全国 1 位の森林率(約 84%)を背景とした「林業」、なす、ししとう、しょうが、ゆず等が日本有数の収穫量を誇る「農業」が盛んでもある。一方で、全国的にみて降水量が多い地域であり、台風や豪雨の影響を受けやすい。将来的な平均気温の上昇予測もあり、地域の自然環境の保全が重要なテーマになっている。社会面では、全国に先んじて高齢化が進行しており、産業の担い手や県内消費の減少等の課題を抱える。また南海トラフ地震が発生した際の大規模被害が想定されている地域でもある。四国銀行は環境・社会の地域課題解消への貢献に向けた施策の1つとして、サステナブルファイナンスの推進に取り組んでいる。

本フレームワークは、持続可能な社会の実現に向け、これまでの取組みをさらに加速させるための包括的な ESG 投融資の枠組みとして、グリーンローン、ソーシャルローンおよびサステナビリティ・リンク・ローンを対象ファイナンスとして策定されている。

2. 「＜四銀＞サステナブル・フレームワークローン」推進に係る四国銀行のサステナビリティ方針

四国銀行はサステナビリティ方針の重要テーマとして、「環境保全への貢献」「地域経済・地域社会への貢献」を掲げている。環境に関しては、気候変動対策をはじめとする環境保全への取組みを重要な経営課題と位置付け、自然豊かな四国を基盤とする地域金融機関として、環境面での課題解決に資する商品やサービスの取り扱い、脱炭素社会に向けた環境負荷の低減に努めるとしている。地域の経済・社会への貢献では人口減少や少子高齢化等、解決すべき課題が多い中で、社会・環境活動を通じた課題解決への取組み等、地域の将来に主体的かつ積極的に関与することで活力にあふれた地域の実現を目指している。いずれも地域・顧客といったステークホルダーが抱える課題に対処していく内容で、中期経営計画 2023 でも具体的な施策が設定されている。

地域企業のサステナビリティ活動を支援する金融サービスも強化しており、環境・社会課題の解決に向け、サステナブルファイナンスを積極的に推進していく方針で、2023 年 4 月から 2030 年 12 月までを対象期間に累計実行額目標 3000 億円を設定している。本フレームワークの策定はこうした取組みの施策の1つであり、グリーン及びソーシャルファイナンス形式における資金使途、サステナビリティ・リンク・ローン形式での KPI は地域が抱える環境や社会に関する課題を考慮し選定される。ファイナンスによるサポートを背景に、顧客に対し ESG 分野での取組機会を提供し地域の持続可能性を高めていくことを目的としている。本フレームワークに紐づく融資サービスを中堅・中小企業まで広げ、企業規模に関係なくサステナビリティ活動のすそ野を拡大するという点からみても、四国銀行のサステナビリティ方針等の趣旨に合致した内容である。また国際的な原則やガイドラインが期待する持続可能な社会に資するファイナンスの形成にも沿った取組みである。

3. グリーンローン原則、グリーンローンガイドライン、ソーシャルローン原則に対する適合性について

本フレームワークは、グリーンローンやソーシャルローンを構成する4つの要素(調達資金の使途、評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポーティング)について、対応するグリーンローン原則(以下、GLP)、グリーンローンガイドライン(以下、GL ガイドライン)、ソーシャルローン原則(以下、SLP)が求める事項を満たす内容で設計されている。

(1) 調達資金の使途

- ① グリーン/ソーシャルローンは、明確な環境改善効果/社会課題解決への効果をもたらすグリーン/ソーシャルプロジェクトに充当されるか。

四国銀行は、本フレームワークで対象とする融資の資金使途について、グリーンローンは環境改善効果のあるグリーンプロジェクト、ソーシャルローンは社会において客観的に認識されている特定の社会的課題への対処や軽減に資するソーシャルプロジェクトと定義している。リファイナンス案件も継続的に環境や社会の面で改善効果が見込めるプロジェクトを検討対象としている。

資金使途となるグリーン/ソーシャルプロジェクトは、原則やガイドライン等を踏まえ、以下の通り設定している。ソーシャルプロジェクトについては対象となる人々について借入人から説明を受けることとしている。以下から外れる資金使途であっても、国際的な原則やガイドラインに示されるカテゴリーを参考に、四国銀行が環境改善又は社会的課題の解消等の成果が見込めると判断した事業やプロジェクトに関しては社内でも個別に協議したうえで案件として採り上げる。

【資金使途】

グリーンプロジェクト	ソーシャルプロジェクト
省エネルギーや再生可能エネルギー事業など、脱炭素社会の実現に向けた事業 生物多様性、自然環境配慮型社会の実現に向けた事業	地域の防災・減災につながる事業 高齢化社会やダイバーシティの推進など、社会課題の解決に資する事業

借入人には資金を充当するプロジェクトがもたらす環境改善効果又は社会課題解決の効果について、自ら定量的に計測可能な指標の設定及び計測を求める。プロジェクト実施に伴い想定される環境面・社会面のネガティブインパクトについても対応方針等を四国銀行が確認する。

営業店は借入人との対話を通じて借入人の戦略・方針等におけるプロジェクトの位置づけ、プロジェクトの概要、資金使途、プロジェクトに充当する融資金額、プロジェクト実施による環境改善効果又は社会的効果、プロジェクト実施によるネガティブな影響とその対応策等を確認する。その内容は営業店からコンサルティング部事業性評価チーム(以下、事業性評価チーム)に報告され、同部が対象案件の資金使途の妥当性等を原則やガイドラインに照らして総合的に評価し、案件としての取り組み可否を判断する。四国銀行において資金使途の適切性判断が困難な場合は適宜 R&I に個別の確認を依頼するか、本フレームワークに基づく融資ではなく通常融資として対応する。事業性評価チームは、本フレームワークに基づく融資業務に関して営業推進業務やクレジット判断とは異なる立場から関与する。なお、クレジット評価を担う審査部は案件のサステナビリティ性の判断に関与しない。

- ② 調達資金の使途に関する貸し手への事前説明がなされるか

営業店はカテゴリーやプロジェクトによる環境改善効果や社会的効果、及び想定されるネガティブインパクトに関して借入人から事前説明を受ける。説明内容は事業性評価チームにも共有される。

- ③ 調達資金の使途がリファイナンスである場合及び複数トランシェの一部がグリーン/ソーシャルローンである場合

本フレームワークに基づく融資案件では複数トランシェは設定されない。資金使途をリファイナンスとする場合のルックバック期間は 3 年と定めている。リファイナンス時点以降の環境改善又は社会課題解決の効果についての確認は、新規プロジェクト同様になされる。

(2) 評価と選定のプロセス

- ① 環境面・社会面での目標や選定の基準を含む評価と選定のプロセスの事前説明がなされるか

四国銀行は、借入人との対話を通じてグリーンローン／ソーシャルローンを通じて実現しようとする環境面や社会面での目標のほか、調達資金の充当対象となるプロジェクトが目標に合致すると判断するための判断プロセスを確認する。また四国銀行は、プロジェクトが付随的にもたらすおそれがあると認められる環境・社会面のリスクを特定・管理・緩和するためのプロセスを借入人に確認する。

(3) 調達資金の管理

- ① 調達された資金が確実にプロジェクトに充当されるか

四国銀行は借入人から調達資金をプロジェクトに全額充当する旨の表明保証を受け、原則領収書や請求書の提出を以て確認、管理を行う。借入人は定期的にプロジェクトの進捗状況および充当金額と未充当残高(予定時期)を報告し、未充当資金の早期充当に努める。未充当資金は現金又は現金同等物、短期金融資産等の安全性及び流動性の高い資産により運用される。

(4) レポーティング

- ① 調達資金の使用方法等に関する報告及び一般的開示がなされるか

ローン実行時にプロジェクト概要等に関して借入人または四国銀行のウェブサイト等で公表する。資金の充当完了まで、または融資期間終了までの間、営業店は借入人から年 1 回の頻度でプロジェクトの進捗状況、充当した資金の金額及び未充当金額、プロジェクトによる環境改善効果又は社会課題解決の効果に関する報告を受ける。レポーティング内容は事業性評価チームにも共有され、当初の想定と異なる大きな状況の変化があった場合は営業店を通じて影響および対応方針等を確認し管理する。レポーティング内容は借入人のウェブサイト等で公表することとしており、透明性が確保されている。

- ② 環境改善効果・社会的効果に係る指標、算定方法等は適切か

事業性評価チームが環境改善や社会課題解決の効果に係る指標及び算定方法を確認することとしている。案件採り上げにあたっては四国銀行で指標、算定方法の確認が可能かという点も考慮している。

4. サステナビリティ・リンク・ローン原則及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインに対する適合性について

本フレームワークは、サステナビリティ・リンク・ローン(以下、SLL)を構成する 5 つの要素(KPI の選定、SPTs の設定、ローンの特性、レポーティング、検証)について、「サステナビリティ・リンク・ローン原則 2023」(以下、SLL 原則)、「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024 年版」(以下、SLL ガイドライン)が求める事項を満たし、SLL を通じて借入人のサステナビリティ向上を促すよう設計されている。

(1) KPI の選定

① 選定される KPI

KPI は、“The Illustrative KPIs Registry”(以下「レジストリ」)において Core KPI に位置付けられる指標から借入人がマテリアルなものを選定する。

(例 i) 温室効果ガス排出量(全業種)

(例 ii) 販売住戸に占める ZEH 基準の水準の省エネルギー性能を持つ住戸(売上または件数)の比率(住宅販売専業)

温室効果ガス排出量を KPI とする際、レジストリで「温室効果ガスの排出量(Scope1、2)」が Core KPI になり得ると示されている業種(航空会社、建設資材・セメント、海運、公共交通、鉄道輸送等)の借入人は、Scope1+2 の排出量を KPI とすることを検討する。その他の業種の借入人は Scope3 の排出量も別途 KPI とすることを検討する。検討に際して、四国銀行は借入人の業種や規模を確認し、中小企業版 SBT の対象基準を参考として、Scope1+2 のみを KPI とすることを認める場合がある。その場合は、Scope3 の算定・削減の意思を借入人に対して確認する。

② KPI の重要性

レジストリを参照し、業種ごとに ICMA が推奨する指標を用いることで KPI の重要性が担保される。

(例 i) レジストリにおいて「温室効果ガスの排出量」は全てのセクターの企業で KPI になり得るとされている。脱炭素化は全ての企業が取り組むべきものであり、業種を問わず企業、社会のサステナビリティに関係する。

(例 ii) レジストリにおいて「EU タクソミー¹に適合した収益の割合(%)」は全てのセクターの企業で KPI になり得るとされている。日本の第 6 次エネルギー基本計画において「2030 年度以降新築される住宅について、ZEH 基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す」との目標が示されている。日本の住宅販売を専業とする企業において、政府が求める高い省エネ性能を満たす住宅を供給する割合を高めることは重要性が高い。

③ KPI の重要性を判断する社内プロセス

KPI の重要性の判断は、営業店が中心となって借入人と対話して KPI 候補を洗い出し、事業性評価チームが借入人の事業との関連性や環境・社会への影響等を考慮し KPI の重要性を判断する。クレジット評価を行う審査部は KPI の選定に関与しない。レジストリに挙げられている指標以外の指標を検討する場合などは、適宜 R&I に個別の確認を依頼する。

以上より、SLL 原則や SLL ガイドラインに求められる、借り手のビジネス全体に関連性があり、中核的でマテリアルであり、借り手の現在、将来の事業において戦略的に大きな意義がある KPI を借入人が選定する体制が整っている。

(2) SPTs の設定

① SPTs の概要

SPTs(Sustainability Performance Targets)は、選定した KPI に対応して、借入人の全体的なサステナビリティ戦略と整合し、融資期間にわたり数値化された年次目標を借入人が設定する。

¹ EU 域内において「環境に配慮した持続可能な経済活動」を定義した分類

② SPTs の野心性

SPTs の野心性は以下の 3 つの観点の組み合わせによって判断される。

- A) 借り手自身の最低でも過去 3 年分のパフォーマンス。実現可能な場合には、選択した KPI(s)に関する測定実績

過去のパフォーマンスから、SPTs が「Business as Usual(成り行きの場合)シナリオを超える目標設定といえるか確認する。

- B) 同業他社と比較した場合における SPTs の相対的位置付け、若しくは現在の業界やセクターの基準と比較した相対的位置付け

借入人が属する業種において、入手可能かつ比較可能な場合は、同業他社における SPTs の相対的位置づけ、もしくは現在の業界やセクターの基準と比較した相対的位置づけを確認する。

- C) 科学的根拠に基づくシナリオ若しくは絶対値の体系的な参照、若しくは国・地域・国際的な公式目標の体系的な参照、若しくは広く認知された利用可能な最良の技術や ESG テーマ全体に関連性のあるターゲットを決定するためのその他の指標の体系的な参照

(例 i) 温室効果ガス排出量を KPI とする際、Scope1+2 については、借入人の温室効果ガス排出量の過半が日本国内である場合は、日本の地球温暖化対策計画と比較する。借入人の温室効果ガス排出量の過半が日本国外である場合は、SBT(Science Based Targets)の 1.5 度目標と比較する。Scope3 については、SBT(Science Based Targets)の 1.5 度目標と比較する。

(例 ii) ZEH 比率を KPI とする際、第 6 次エネルギー基本計画において示された「2030 年度以降新築される住宅について、ZEH 基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す」に沿い、2030 年以降に 100%という目標と比較する。

③ SPTs の妥当性を判断する社内プロセス

営業店は SPTs 達成のタイムラインや達成手段とその不確実性を借入人から確認する。SPTs の妥当性の判断は、借入人、四国銀行の営業店がディスカッションし、借入人の事業内容等を考慮しながら検討する。野心性の判断は事業性評価チームが判断する。クレジット評価を行う審査部は SPTs の設定に関与しない。KPI に関する国・地域・国際的な公式目標がない場合、同業他社比較が難しい場合などは、適宜 R&I に個別の確認を依頼する。

以上より、SLL 原則や SLL ガイドラインに求められる、ローンの期間中を通じて関連性があり、野心的な SPTs を借入人が設定する体制が整っている。

(3) ローンの特徴

借入人の SPTs 達成への動機付けとして、達成時には契約内容に基づき金利を引き下げるインセンティブ設計となっている。達成時に引き下げた金利は累積せず、SPTs に達しなかった場合は元の金利に戻す。インセンティブに関する内容(SPTs 達成の判定時期、達成時の金利引き下げ幅及び金利適用時期等)は借入人と締結する金銭消費貸借契約書に付属する覚書に明記される。

SPTs 達成時のインセンティブが借り手のサステナビリティ・パフォーマンスの向上を促すことを考慮し設定され、SLL 原則や SLL ガイドラインが求める要件を満たしている。

(4) レポーティング

借入人は融資期間にわたって、年1回、融資実行時に締結した契約内容に基づき、SPTsの達成状況等を四国銀行の営業店に報告する。報告にあたっては検証業務に必要なエビデンス等疎明資料と、借入人が疎明資料について独立した第三者(税理士等)の検証を経たことが分かる資料も併せて提出する。レポーティング内容と疎明資料は事業性評価チームにも共有される。レポーティング内容は借入人のウェブサイト等で公表することで、透明性を確保する。

(5) 検証

借入人はKPIの実績値について、独立した第三者に検証を依頼しその結果を四国銀行に報告する。第三者による検証を経たKPI実績を事業性評価チームが確認する。検証結果に基づき金利優遇がある場合、営業店を通じて借入人に通知する。

以 上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。